

第1章 計画の意義と位置付け

1 計画改定の背景と意義

(1) 地球温暖化の科学的知見

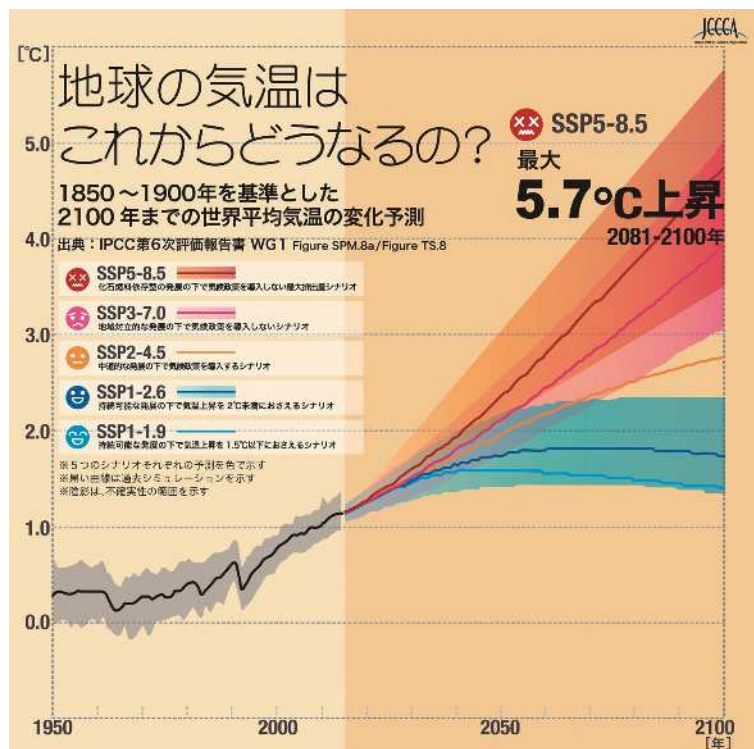
地球温暖化とは、地球の地表面および大気の温度が自然変動の範囲を超えて長期的に上昇する現象で、その主因は二酸化炭素等による温室効果ガスの排出量の増加であるとされています。地球温暖化は、地球全体に気候変動をもたらすものであり、日本においても平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、暴風、台風等による被害が観測されています。

世界の政策決定者に対して正確でバランスの取れた科学的知見を提供する「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」は、2021（令和3）年～2022（令和4）年にかけて、最新知見を取りまとめた第6次評価報告書（以下「AR6」という。）を公表しました。「人間活動が20世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高い（可能性95%以上）」とした2013年の第5次報告書（以下「AR5」という。）から、AR6では「人間活動が大気・海洋および陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。」と評価され、AR5から大きく踏み込んだ表現となっています。

また、猛暑や大雨などの極端現象の増加にも人間活動の影響が現れていると評価されました。ほとんどの陸域で、1950年代以降主に人為起源の気候変動により大雨の頻度と強度が増加しています。また、一部の地域では、人為起源の気候変動が穀物生産や生態系に悪影響を及ぼす干ばつの増加に寄与しています。

さらに、今後、化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない場合、21世紀末には地球全体の平均気温が3.3～5.7℃上昇する可能性が報告されています。

今後、気温上昇を抑えるには、早期に排出量削減に取り組み、できるだけ速やかに排出量を実質ゼロにすることが必要となります。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
(<http://www.jccca.org/>)

(2) 社会の動き

1992（平成4）年の国連総会において、「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」を目的とした「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択されました。その後、毎年締約国会議が開催されています。第1回目の締約国会議（COP1）は1995（平成7）年にドイツのベルリンで開催され、「温室効果ガスの排出および吸収に関し、特定された期限の中で排出抑制や削減のための数量化された拘束力のある目標」を定めることが決められました。1997（平成9）年の第3回締約国会議（COP3）は日本の京都で開催され、京都議定書が採択されました。この中で、日本は温室効果ガス排出量を「2008年から2012年」の第一約束期間に、1990年比で6%削減するとの目標が定められました。



これらの国際的な動きを受け、1998（平成10）年10月、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）が公布され、1999（平成11）年4月に施行されました。この法律は、地球温暖化対策への取組として、国、地方公共団体、事業者および国民それぞれの責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体の実行計画の策定、事業者による算定報告公表制度など、各主体の取組を促進するための法的枠組みを定めています。

2013（平成25）年にポーランドのワルシャワで開催された第19回締約国会議（COP19）では、全ての国に対し、第21回締約国会議（COP21）に十分先立って2020（令和2）年以降の国が決定する貢献案（Intended Nationally Determined Contribution。以下「INDC」）を示すことが招請されました。政府は、2015（平成27）年7月、地球温暖化対策推進本部において2030年度の温室効果ガス削減目標を、2013（平成25）年度比で26.0%減（2005（平成17）年度比25.4%減）とする「日本の約束草案」を決定し、国連に提出しました。

また、同年2015（平成27）年にフランスのパリで開催された第21回締約国会議（COP21）において、新たな国際枠組であるパリ協定が採択されました。パリ協定では全ての締約国が「平均気温上昇を産業革命以前に比べ2℃未満に抑え、1.5℃以下に抑える努力をする」ことを目標として掲げ、今世紀後半において、人間活動による温室効果ガス排出量を森林などによる吸収量などとバランスをとり、実質ゼロにする方針を打ち出しています。パリ協定は2016（平成28）年11月4日に発効し、日本は11月8日に批准しました。これを受け、政府は同年12月地球温暖化対策推進本部において「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」を決定し、「地球温暖化対策計画」を策定することとしました。

パリ協定

- ・ 京都議定書の後継にあたる枠組み
- ・ 2015（平成27）12月に開催された国連気候変動枠組条約第21回締結国会議で採択
- ・ 世界共通の長期目標として「平均気温上昇を産業革命前から2℃よりも十分低く保つこと、1.5℃以下に抑える努力を追求」すること
- ・ 主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること など

翌年2016（平成28）年5月、日本の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画で、温室効果ガスの排出抑制および吸収量の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について記載された「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。

そして、2020（令和2）年10月、内閣総理大臣は国会の所信表明演説で、パリ協定に定める目標等を踏まえ、「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、翌年、2021（令和3）年3月、2050年までにカーボンニュートラルの実現を法律に明記することで、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させるとともに、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組や企業の脱炭素経営の促進を図る「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」を閣議決定しました。

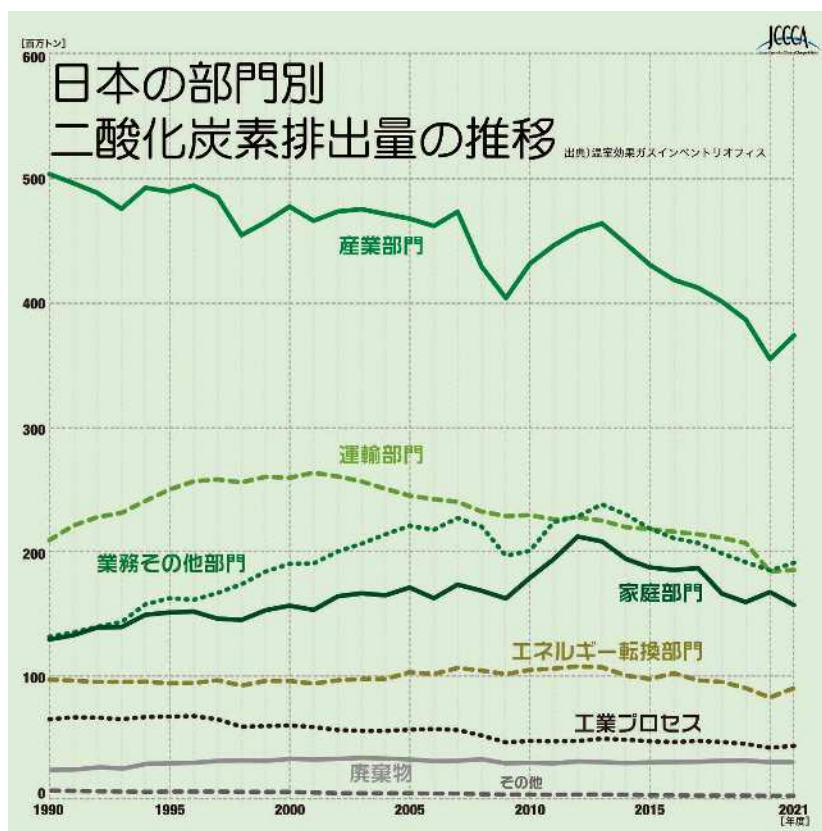
2021（令和3）年10月、「地球温暖化対策計画」を改定し、2030年に温室効果ガス排出量を2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくこととし、2050年には温室効果ガス排出量を実質ゼロにする裏付となる対策や施策を示しました。この目標を達成するために、国の地球温暖化対策計画では、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度における部門別に排出量の目安と示しています。行政機関が含まれる「業務その他部門」については、2013年度実績である238百万t-CO₂を51%削減して、116百万t-CO₂という2030年度の排出量の目標を示しています。

表 2030年度温室効果ガス別その他区分ごとの目標・目安（単位：百万t-CO₂）

	2013実績	2019年度実績 (2013年度比)	2030年度の目標・ 目安(2013年度比)
温室効果ガス排出量・ 吸収量	1,408	1,166 (▲17%)	760 (▲46%)
エネルギー起源二酸化炭素	1,235	1,029 (▲17%)	677 (▲45%)
産業部門	463	384 (▲17%)	289 (▲38%)
業務その他部門	238	193 (▲19%)	116 (▲51%)
家庭部門	208	159 (▲23%)	70 (▲66%)
運輸部門	224	206 (▲8%)	146 (▲35%)
エネルギー転換部門	106	89.3 (▲16%)	56 (▲47%)
非エネルギー起源二酸化炭素	82.3	79.2 (▲4%)	70.0 (▲15%)
メタン(CH ₄)	30.0	28.4 (▲5%)	26.7 (▲11%)
一酸化窒素(N ₂ O)	21.4	19.8 (▲8%)	17.8 (▲17%)
代替フロン等4ガス	39.1	55.4 (+42%)	21.8 (▲44%)
ハイドロフルオロカーボン(HFCs)	32.1	49.7 (+55%)	14.5 (▲55%)
パーフルオロカーボン(PFCs)	3.3	3.4 (+4%)	4.2 (+26%)
六フッ化硫黄(SF ₆)	2.1	2.0 (▲4%)	2.7 (+27%)
三フッ化硫黄(NF ₃)	1.6	0.26 (▲84%)	0.5 (▲70%)
温室効果ガス吸収源	—	▲45.9%	▲47.7%
二国間クレジット制度(JCM)		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。	

資料 環境省 地球温暖化対策計画

2021（令和3）年の全国における業務その他部門の二酸化炭素排出量は190.2百万t-CO₂で、2013年度の237.3百万t-CO₂と比較して約20%削減されています。2030年度において、2013年度比51%削減の目標達成に向け、更なる削減が必要になってきます。



資料 全国地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化対策は、国、県、市町村がそれぞれの行政事務の役割、責務を踏まえ、密接に連携しながら取組を進めていくことが必要です。2050年カーボンニュートラルに向けて、行政機関が果たすべき役割はますます高まっています。

地球温暖化対策計画の構成

新たな地球温暖化対策計画の構成

はじめに（科学的知見、これまでの我が国の取組、パリ協定実施方針に関する交渉等）

第1章 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向

- 我が国の地球温暖化対策の目指す方向
 - ① 2050年カーボンニュートラル実現に向けた中長期の戦略的取組
 - ② 世界の温室効果ガスの削減に向けた取組
- 地球温暖化対策の基本的考え方
 - ① 環境・経済・社会の統合的向上
 - ② 新型コロナウイルス感染症からのグリーンリカバリー
 - ③ 全ての主体の意識の改革、行動変容、連携の強化
 - ④ 研究開発の強化と優れた脱炭素技術の普及等による世界の温室効果ガス削減への貢献
 - ⑤ パリ協定への対応
 - ⑥ 評価・見直しプロセス（P D C A）の重視

第2章 温室効果ガスの排出削減・吸収の量に関する目標

- 我が国の温室効果ガス削減目標
 - ・ 2030年度に2013年度比で46%減を目指す、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続ける
- 計画期間
 - ・ 閣議決定の日から2030年度末まで

第4章 地球温暖化への持続的な対応を推進するために

- 地球温暖化対策計画の進捗管理
 - ・ 毎年進捗点検、少なくとも3年ごとに計画見直しを検討
- 国民・各主体の取組と技術開発の評価方法
- 推進体制の整備

第3章 目標達成のための対策・施策

- 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割
- 地球温暖化対策・施策
 - ・ エネルギー起源二酸化炭素
 - ・ 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等4ガス
 - ・ 温室効果ガス吸収源対策・施策
 - ・ 分野横断的な施策
 - ・ 基盤的施策
- 公的機関における取組
- 地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項
- 特に排出量の多い事業者に期待される事項
- 脱炭素型ライフスタイルへの転換
- 地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の推進（地域脱炭素ロードマップ）
- 海外における温室効果ガスの排出削減等の推進と国際連携の確保、国際協力の推進
 - ・ パリ協定に関する対応
 - ・ 我が国の貢献による海外における削減
 - ・ 世界各国及び国際機関との協調的施策

別表（個々の対策に係る目標）

<ul style="list-style-type: none"> ■ エネルギー起源CO₂ ■ 非エネルギー起源CO₂ ■ メタン・一酸化二窒素 ■ 代替フロン等4ガス 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 温室効果ガス吸収源 ■ 横断的施策
--	--

2

地球温暖化対策計画に位置付ける主な対策・施策

《再エネ・省エネ》

- 「改正地球温暖化対策推進法」に基づき、自治体が太陽光等の促進区域を設定
- 風力等の導入拡大に向けた送電線の整備、利用ルールの見直し
- 地熱発電の開発加速に向けた科学データ収集・調査、地域調整
- 住宅や建築物の省エネ基準の義務付け拡大
- 家電などの省エネ基準の引き上げ
- 省エネ機器の導入補助金、税制措置

《横断的取組》

- 2030年度までに100以上の「脱炭素先行地域」を創出（地域脱炭素ロードマップ）
- 国や自治体において、庁舎・施設に太陽光発電を最大限導入
- 日本の技術を活用した、新興国での排出削減
→「二国間クレジット制度：JCM」により地球規模での削減に貢献

《産業・運輸など》

- 2050年に向けたイノベーション支援
→2兆円基金により、水素・蓄電池など重点分野の研究開発及び社会実装を支援
- データセンターの30%以上省エネに向けた研究開発・実証支援
- 電動車の充電設備、水素ステーション導入支援
→2030年までに新車販売に占める次世代自動車を5～7割に
→2035年までに電動車100%に
- ノンフロンの冷凍冷蔵機器の技術開発・導入支援
- 鉄道、船舶、航空機の脱炭素化
- 海上輸送及び鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進

3

資料 環境省

(3) 改定の背景

本市では2018年(平成30)年2月に、温対法に基づき奄美市地球温暖化防止活動実行計画(事務事業編)を策定しました。この計画の実施期間を終えたこと、近年の温対法の改正や「地球温暖化対策計画」の改定等を踏まえ、2030年度における温室効果ガス排出削減目標の引き上げやその施策・対策の実施に向け、総合的かつ計画的に推進を図るために改定することとしました。

なお、温対法第21条第13項、第14項には、実行計画を策定又は変更したときは、遅滞なくこれを公表すること、同条第15項に、実行計画に基づく措置の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む)を公表しなければならないとされています。

地球温暖化対策の推進に関する法律

第二十一条

都道府県および市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県および市町村の事務および事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

第2項 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 計画期間
- 2 地方公共団体実行計画の目標
- 3 実施しようとする措置の内容
- 4 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

第3項～第12項(省略)

第13項 都道府県および市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

第14項 第9項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

第15項 都道府県および市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置および施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

第16項、第17項(省略)



(4) 改定の意義と留意点

本市は自らの事務事業に関して、率先して地球温暖化対策を実施するものとし、これまでの対策の実施状況や社会情勢等を踏まえて、更なる取組の推進を図るため本計画を改定します。

本市の事務事業において、この実行計画を全庁あげて取組を進めることによる効果として、以下の6点があげられます。

なお、本計画の推進にあたっては、住民サービスや執務環境に支障が生じないように十分に配慮します。

①地域における温室効果ガスの実質的な削減

本市の事務事業は、本市内全体の温室効果ガス排出量の約4%、業務その他部門の約18%を占める大きな経済主体であり、自らの事務事業により排出される温室効果ガスの排出量を削減することは、地域全体における温室効果ガス排出量の実質的な削減に寄与するものです。

②取組により地域の模範となる

本市が率先的な取組を行うことにより地域の模範となり、本計画を参考として、事業者、住民の自主的・積極的な取組が進んでいくことが期待されます。

③グリーン調達の推進による経済の活性化

本計画に、環境配慮型商品の調達といった温室効果ガス排出削減のための措置に関する目標を盛り込み、具体的な目標を掲げて環境への負荷の少ない製品やサービスを計画的に導入することで、地域経済の活性化に貢献するものとなります。

④省エネ・省資源化による水光熱費等の事務経費の削減

紙、電気、水の使用量、廃棄物の発生量などを削減することは、事務経費の削減にもつながるなど、地球温暖化防止への効果と経済効果を同時に達成することができます。削減した経費は新たな独自予算を確保したともいえるものです。

⑤温室効果ガス排出抑制対策に関する経験・知見の蓄積

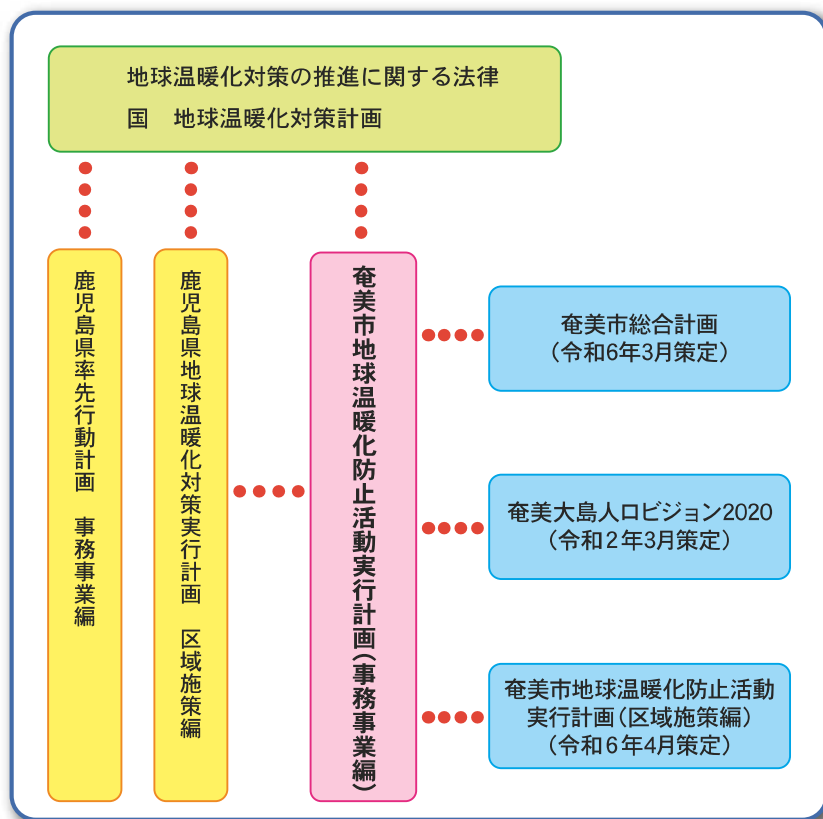
地域の住民や事業者に身近な行政機関として、本市には地球温暖化対策に関する情報提供等の支援を行う役割があります。自らの取組を通じて、地球温暖化対策について経験や知見を蓄積し、住民や事業者に対する情報提供や助言をより効果的に行うことができるようになります。

⑥一丸となって取り組む意識の醸成

本計画は市長部局・教育委員会に関係する全ての部署、すべての機関・事務局が一丸となって取り組むことで実現が可能となるものです。全庁をあげての取組を進めることで、市の関係機関全体が一つの目標に向かって進む体制の構築や全職員の連帯感が高まっていくことが期待されます。

2 計画の位置付け

本計画は、温対法 第21条第1項に基づき、市が自らの事務および事業に関し、率先して地球温暖化対策を実施するための計画（地方公共団体実行計画（事務事業編））として位置付けます。



他の計画との関係

3 計画の対象

(1) 対象範囲

本計画が対象とする範囲は、本市関連施設において実施する事務事業および職員が行う活動を対象とします。

(2) 対象機関および施設

対象機関は、本市の市長部局、議会、教育委員会およびそれらの出先等全ての機関とし、対象施設は全ての機関が管理している施設、本市所有で指定管理者に委託している施設や公衆トイレ、街路灯、ポンプなどの無人施設を含みます。

ただし、廃棄物の収集運搬など外部への委託等により実施するものは除外します。市営住宅・教員住宅など管理主体が別にあるものについては、共用部分など市が直接管理する部分を除き対象外とします。しかし、これらの対象外とするものについても、温室効果ガスの排出削減等の取組について、受託者や利用者等に対して必要な措置を講じるよう要請することとします。

モニタリングの対象とする奄美市関連の276機関および施設（以下「市役所等施設」という。）を次表に示します。

奄美市市役所関連施設・部署

番号	所 属	施 設 名	番号	所 属	施 設 名
1	いきいき健康課 (笠利)	ふれ愛の郷	17	国保年金課	国保年金課 公用車
2	いきいき健康課 (笠利)	宇宿保育所	18	建築住宅課	建築住宅課 公用車
3	いきいき健康課 (笠利)	屋仁へき地保育所 (2022年休園中)	19	建設課(笠利)	建設課(笠利) 公用車
4	いきいき健康課 (笠利)	赤木名保育所佐仁分園 (2022年休園中)	20	議会事務局	議会事務局 公用車
5	いきいき健康課 (笠利)	宇宿保育所須野分園 (2022年休園中)	21	世界自然 遺産課	世界自然遺産課 公用車 (2022年新設)
6	いきいき健康課 (笠利)	赤木名保育所	22	デジタル 戦略課	デジタル戦略課 公用車 (2021年新設)
7	いきいき健康課 (笠利)	節田保育所	23	市民福祉課 (住用)	市集会場(保育所)(休所中)
8	いきいき健康課 (笠利)	用安へき地保育所(対象外)	24	市民福祉課 (住用)	住用へき地保育所
9	いきいき健康課 (笠利)	喜瀬へき地保育所 (2022年休園中)	25	市民福祉課 (住用)	西仲間児童館
10	いきいき健康課 (笠利)	手花部へき地保育所 (2022年休園中)	26	市民福祉課 (住用)	東城児童館
11	財政課	奄美市庁舎第2別館	27	市民福祉課 (住用)	市民福祉課(住用) 公用車
12	財政課	名瀬総合支所(旧庁舎)	28	市民課(笠利)	市民課(笠利) 公用車
13	財政課	名瀬総合支所(2019年新設)	29	環境対策課	奄美市斎場
14	財政課	財政課 公用車	30	環境対策課	奄美市食肉センター
15	総務課	総務課 公用車	31	環境対策課	清掃事務所
16	税務課	税務課 公用車	32	環境対策課	環境対策課 公用車
			33	健康増進課	奄美市保健センター
			34	健康増進課	健康増進課 公用車

番号	所属	施設名
35	高齢者福祉課	軽費老人ホーム
36	高齢者福祉課	春日デイサービスセンター
37	高齢者福祉課	老人福祉会館
38	高齢者福祉課	高齢者福祉課 公用車
39	産業建設課 (住用)	マングローブパーク
40	産業建設課 (住用)	奄美市農林産物加工センター
41	産業建設課 (住用)	特産物販売所
42	産業建設課 (住用)	内海公園(バンガロー)
43	産業建設課 (住用)	木工工芸センター
44	産業建設課 (住用)	和瀬水産物加工センター
45	産業建設課 (住用)	住用地区石原排水機場
46	産業建設課 (住用)	産業建設課(住用) 公用車
47	産業振興課 (笠利)	あやまる岬観光公園
48	産業振興課 (笠利)	奄美市ICTプラザかさり
49	産業振興課 (笠利)	崎原休憩所
50	産業振興課 (笠利)	打田原ビーチ休憩施設
51	産業振興課 (笠利)	共同糊張場
52	産業振興課 (笠利)	大島紬織工養成所
53	産業振興課 (笠利)	ひと・もの交流プラザ
54	産業振興課 (笠利)	産業振興課(笠利)_ 公用車
55	農林水産課 (笠利)	宇宿漁港漁船保全修理施設
56	農林水産課 (笠利)	喜瀬漁港
57	農林水産課 (笠利)	奄美市笠利地区農林水産物加工施設
58	農林水産課 (笠利)	笠利営農支援センター
59	農林水産課 (笠利)	須野ダムトイレ施設
60	農林水産課 (笠利)	有機農業支援センター
61	農林水産課 (笠利)	笠利農村環境改善センター
62	農林水産課 (笠利)	農林水産課(笠利) 公用車

番号	所属	施設名
63	市民協働 推進課	あった結い交流館(対象外)
64	市民協働 推進課	市民協働推進課 公用車(廃止)
65	地域総務課 (笠利)	笠利総合支所
66	地域総務課 (笠利)	地域間交流拠点施設(打田原) (対象外)
67	地域総務課 (笠利)	地域間交流拠点施設(用) (対象外)
68	地域総務課 (笠利)	地域総務課(笠利) 公用車
69	地域総務課 (住用)	奄美市住用国民健康保険診療所
70	地域総務課 (住用)	高齢者コミュニティーセンター
71	地域総務課 (住用)	住用総合支所
72	地域総務課 (住用)	地域総務課(住用) 公用車
73	細観光課	大浜海浜公園 (小浜園地・ゴミ集積小屋含む)
74	細観光課	奄美群島大島紬会館 本場大島紬伝統産業会館
75	細観光課	本場奄美大島紬泥染公園
76	細観光課	健康体験交流施設
77	細観光課	奄美海洋展示館
78	細観光課	細観光課 公用車
79	土木課	その他街灯
80	土木課	屋仁川通り
81	土木課	知名瀬トンネル
82	土木課	知名瀬公園
83	土木課	土木課 公用車
84	土地対策課	土地対策課 公用車
85	土地対策課 笠利分室	土地対策課笠利分室 公用車
86	土地対策課 住用分室	土地対策課住用分室 公用車
87	水道課	水道課仮庁舎(解体)
88	水道課	朝日第1ポンプ場
89	水道課	朝日第2ポンプ場
90	水道課	朝日第3ポンプ場
91	水道課	朝日第4ポンプ場 (浦上2-24ポンプ施設) 2019年度新設
92	水道課	真名津ポンプ場
93	水道課	安勝ポンプ場
94	水道課	佐大熊ポンプ場
95	水道課	朝仁新町ポンプ場
96	水道課	平田浄水場
97	水道課	大川ダム

番号	所属	施設名
98	水道課	山間浄水場(旧山間簡易水道)
99	水道課	市浄水場
100	水道課	役勝追塩局
101	水道課	東仲間浄水場
102	水道課	住用浄水場
103	水道課	用安浄水場(2016年使用開始)
104	水道課	大井川水源地
105	水道課	笠利浄水場
106	水道課	平水道ポンプ室(2014年使用開始)
107	水道課	赤木名浄水場
108	水道課	須野浄水場
109	水道課	川上ポンプ場
110	水道課	屋仁浄水場(2017年廃止)
111	水道課	鍋比ポンプ場
112	水道課	佐仁浄水場(2017年廃止)
113	水道課	前肥田ポンプ場
114	水道課	手花部水道ポンプ
115	水道課	手花部ポンプ場(2022年休止中)
116	水道課	用浄水場
117	水道課	運動公園ポンプ
118	水道課	西部地区浄水場(2013年使用開始)
119	水道課	赤木名浄水場山田原水源 (2022年休止中)
120	水道課	平田高地区配水池(平高地区配水池)
121	水道課	三儀山ポンプ場
122	水道課	小湊ポンプ場
123	水道課	小宿ポンプ場
124	水道課	東が丘ポンプ場
125	水道課	井根ポンプ場
126	水道課	有仲ポンプ場
127	水道課	芦良浄水場
128	水道課	知根浄水場(知名瀬浄水場)
129	水道課	新有仲ポンプ場
130	水道課	根瀬部浄水場(2018年廃止)
131	水道課	緑が丘浄水場(2016年4月廃止)
132	水道課	山田低地区ポンプ室
133	水道課	春日ポンプ
134	水道課	西仲間浄水場
135	水道課	朝日町浄水場(朝日第4浄水場) ※2019年度新設
136	水道課	水道課 公用車
137	下水道課	山間地区農業集落排水処理施設
138	下水道課	芦良地区農業集落排水処理施設
139	下水道課	根瀬部地区農業集落排水処理施設
140	下水道課	小宿汚水中継ポンプ場
141	下水道課	小浜汚水中継ポンプ場
142	下水道課	小湊地区農業集落排水処理施設

番号	所属	施設名
143	下水道課	大川地区農業集落排水処理施設
144	下水道課	知名瀬地区農業集落排水処理施設
145	下水道課	朝仁汚水中継ポンプ場
146	下水道課	浄化センター(名瀬終末処理場)
147	下水道課	名瀬勝地区農業集落排水処理施設
148	下水道課	輪内汚水中継ポンプ場
149	下水道課	下水道課 公用車
150	下水道課 笠利分室	宇宿地区農業集落排水処理施設
151	下水道課 笠利分室	屋仁地区農業集落排水処理施設
152	下水道課 笠利分室	笠利終末処理場
153	下水道課 笠利分室	用地区農業集落排水処理施設
154	下水道課 笠利分室	赤木名浄化センター ※2019年度新設
155	下水道課 笠利分室	佐仁地区農業集落排水処理施設 ※2020年度新設
156	下水道課 笠利分室	下水道課笠利分室 公用車
157	笠利地域 教育課	宇宿小学校
158	笠利地域 教育課	屋仁小学校
159	笠利地域 教育課	笠利学校給食センター
160	笠利地域 教育課	笠利公民館
161	笠利地域 教育課	笠利小学校
162	笠利地域 教育課	笠利中学校
163	笠利地域 教育課	佐仁小学校
164	笠利地域 教育課	手花部小学校
165	笠利地域 教育課	赤木名小学校
166	笠利地域 教育課	赤木名小学校附属幼稚園
167	笠利地域 教育課	赤木名中学校
168	笠利地域 教育課	節田小学校
169	笠利地域 教育課	太陽が丘総合運動公園
170	笠利地域 教育課	緑が丘小学校
171	笠利地域 教育課	笠利地域教育課 公用車

番号	所属	施設名
172	住用地域教育課	市小・中学校
173	住用地域教育課	住用町プール・弓道場
174	住用地域教育課	東城小・中学校
175	住用地域教育課	奄美体験交流館
176	住用地域教育課	山間国民体育館
177	住用地域教育課	住用公民館
178	住用地域教育課	住用小学校
179	住用地域教育課	住用中学校
180	住用地域教育課	総合グランド管理棟
181	住用地域教育課	役勝公衆トイレ（2016年度新設）
182	住用地域教育課	住用地域教育課 公用車
183	教育委員会生涯学習課	奄美市名瀬公民館（2021年廃止）
184	教育委員会生涯学習課	名瀬公民館（旧奄美市名瀬公民館金久分館）
185	教育委員会生涯学習課	奄美市名瀬公民館伊津部分館
186	教育委員会生涯学習課	奄美市名瀬公民館四谷分館
187	教育委員会生涯学習課	奄美振興会館
188	教育委員会生涯学習課	市民交流センター（2019年度新設）
189	教育委員会生涯学習課	教育委員会生涯学習課 公用車
190	教育委員会総務課	朝日小学校
191	教育委員会総務課	朝日中学校
192	教育委員会総務課	芦花部小・中学校
193	教育委員会総務課	大川小・中学校
194	教育委員会総務課	崎原小・中学校
195	教育委員会総務課	伊津部小学校
196	教育委員会総務課	奄美小学校
197	教育委員会総務課	金久中学校
198	教育委員会総務課	小宿小学校

番号	所属	施設名
199	教育委員会総務課	小宿中学校
200	教育委員会総務課	小湊小学校
201	教育委員会総務課	知根小学校
202	教育委員会総務課	名瀬小学校
203	教育委員会総務課	名瀬中学校
204	教育委員会総務課	教育委員会総務課 公用車
205	教育委員会総務課	名瀬米飯給食センター（2018年廃止）
206	教育委員会学校給食センター	学校給食センター（2018年新設）
207	教育委員会学校給食センター	教育委員会学校給食センター公用車（2018年新設）
208	教育委員会文化財課	宇宿貝塚史跡公園
209	教育委員会文化財課	奄美博物館
210	教育委員会文化財課	歴史民俗資料館
211	教育委員会文化財課	教育委員会文化財課 公用車
212	教育委員会スポーツ推進課	名瀬運動公園
213	教育委員会スポーツ推進課	名瀬古見方多目的広場
214	教育委員会スポーツ推進課	旧大島工業高校社会体育施設
215	教育委員会スポーツ推進課	教育委員会スポーツ推進課 公用車
216	教育委員会学校教育課	教育委員会学校教育課 公用車
217	商工政策課	AiAiひろば
218	商工政策課	ICT人材教育センター（2022年解約）
219	商工政策課	Workstyle Lab（2021年新設）
220	商工政策課	ふれ愛パーク
221	都市整備課	あかさき公園
222	都市整備課	あさに海浜公園
223	都市整備課	あさひ公園
224	都市整備課	ありや公園
225	都市整備課	あながち公園
226	都市整備課	いしばし公園
227	都市整備課	いね公園

番号	所属	施設名
228	都市整備課	うらがみ公園
229	都市整備課	おがみ山公園
230	都市整備課	かねく公園
231	都市整備課	こしゆく第1公園
232	都市整備課	こしゆく第2公園
233	都市整備課	さだいくま公園
234	都市整備課	さとはま公園
235	都市整備課	しんまち公園
236	都市整備課	だいくま公園
237	都市整備課	なかがち公園
238	都市整備課	ながはま公園
239	都市整備課	はとばま公園
240	都市整備課	はま公園
241	都市整備課	ひらた1号公園
242	都市整備課	ひらた2号公園
243	都市整備課	ひらた3号公園
244	都市整備課	ふぶくろ公園
245	都市整備課	まなづ公園
246	都市整備課	みかた公園
247	都市整備課	みどり公園
248	都市整備課	みなと公園
249	都市整備課	やのわき公園
250	都市整備課	らんかん公園
251	都市整備課	屋仁川駐車場
252	都市整備課	小宿中央公園

番号	所属	施設名
253	都市整備課	千年松公園
254	都市整備課	輪内公園
255	都市整備課	和光第1公園
256	都市整備課	和光第2公園
257	都市整備課	都市整備課 公用車
258	農林水産課	大川ダム管理事務所
259	農林水産課	農村公園 (崎原・知名瀬・名瀬勝・有良)
260	農林水産課	奄美市公設地方卸売市場
261	農林水産課	奄美大島選果場
262	農林水産課	農業研修センター
263	農林水産課	農村環境改善センター
264	農林水産課	農林産物直売所
265	農林水産課	農林水産課 公用車
266	こども未来課	金久児童館
267	こども未来課	古見方へき地保育所(2022年廃止)
268	こども未来課	港町児童センター
269	こども未来課	小浜保育所
270	こども未来課	小宿幼稚園
271	こども未来課	朝日幼稚園
272	こども未来課	名瀬幼稚園
273	福祉政策課	障害者基幹相談支援センター
274	福祉政策課	母子生活支援施設ひまわり寮
275	福祉政策課	福祉政策課 公用車
276	保護課	保護課 公用車



奄美振興会館



赤木名中学校

(3) 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項で定められた以下の7種類の物質とします。

対象ガス

- ・二酸化炭素 (CO₂)
- ・メタン (CH₄)
- ・一酸化二窒素 (N₂O)
- ・ハイドロフルオロカーボン (HFC) のうち政令で定めるもの
- ・パーフルオロカーボン (PFC) のうち政令で定めるもの
- ・六ふっ化硫黄 (SF₆)
- ・三ふっ化窒素 (NF₃)

温室効果ガスの種類 (法第2条第3項)

ガス種類	人為的な発生源	
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	電機の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。排気量が多いため、対象とされる温室効果ガスの中では温室効果への寄与が最も大きい。
	非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却等により排出される。
メタン (CH ₄)	自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり25倍の温室効果がある。	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり298倍の温室効果がある。	
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり12～14,800倍の温室効果がある。	
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。(地方公共団体では、ほとんど該当しない) 二酸化炭素と比べると重量あたり7,390～17,340倍の温室効果がある。	
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。(地方公共団体では、ほとんど該当しない) 二酸化炭素と比べると重量あたり22,800倍の温室効果がある。	
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられている。(地方公共団体では、ほとんど該当しない) 二酸化炭素と比べると重量あたり17,200倍の温室効果がある。	

※実行計画で対象とする温室効果ガスのうち、HFCおよびPFCは物質群であり、法の対象となる具体的な物質名は施行令第1条(HFC 13物質)および第2条(PFC 7物質)に掲げられているものです。

参考：算定対象活動と排出される温室効果ガスの種類

算定対象活動	CO ₂	CH ₄	N ₂ O	HFC	PFC SF ₆ NF ₃
燃料の使用（ガソリン、灯油、重油、都市ガス等）	○				
他人から供給された電気の使用	○				
他人から供給された熱の使用	○				
一般廃棄物の焼却	○	○	○		
産業廃棄物の焼却	○	○	○		
ボイラー・家庭用機器での燃料の使用	(○)	○	○		
ディーゼル機関における燃料の使用 （自動車、鉄道車両または船舶用を除く）	(○)		○		
ガス機関・ガソリン機関における燃料の使用 （航空機、自動車または船舶用を除く）	(○)	○	○		
自動車の走行	(○)	○	○		
船舶における燃料の使用（軽油、重油）	(○)	○	○		
家畜の飼養（消化管内発酵）		○			
家畜の飼養（ふん尿処理）		○	○		
水田の耕作		○			
牛の放牧		○	○		
農業廃棄物の焼却		○	○		
埋立処分した廃棄物の分解		○			
下水・し尿・雑排水処理		○	○		
耕地（畑・水田）への化学肥料の使用			○		
耕地（農作物）への肥料（化学肥料以外）の使用			○		
麻酔剤（笑気ガス）の使用			○		
自動車用エアコンディショナーの使用、廃棄				○	
噴霧器・消火器の使用、廃棄				○	
電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造、使用、廃棄					(○)

(○)：二酸化炭素排出量は「燃料の使用」項目として算定対象。

4 計画期間

2024年度から2030年度までの7年間とします。

5 基準年度

国の地球温暖化対策計画の基準年度との整合性を考慮して、2013年度（平成25年度）を基準年度とします。

6 基準係数等

本計画で対象とする温室効果ガスの地球温暖化係数および、化石燃料の使用・電力の使用による温室効果ガスの排出係数（以下「係数等」という。）については、温対法施行令および「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編 令和5年3月環境省大臣官房地域政策課（旧温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン）以下「マニュアル」という。）により定められており、本計画ではこれらの数値を用います。

これらの数値は適宜変更されますが、今後係数等が変更された場合は、本計画において各年度の温室効果ガス排出量の評価においては、最新の係数等を用いて算定する「実排出量」と、基準年の排出量に対する排出削減努力の結果を明確にするために、下表に示した2013年度（平成25年度）時点の係数等（以下「基準係数等」という。）を用いて算定する「比較排出量」をあわせて算定することとします。なお、基準係数等を用いて算定した、基準年度である2013年度（平成25年度）の排出量を「基準排出量」とします。

基準係数等

排出量算定のための基準となるエネルギー起源二酸化炭素（CO₂）の排出係数

対象	CO ₂ 排出係数	備 考
ガソリン	2.32 kg-CO ₂ / L	マニュアル（令和4年3月版）掲載値
灯油	2.49 kg-CO ₂ / L	同上
軽油	2.58 kg-CO ₂ / L	同上
A重油	2.71 kg-CO ₂ / L	同上
B・C重油	3.00 kg-CO ₂ / L	同上
LPガス	3.00 kg-CO ₂ / kg	同上
電力	0.613 kg-CO ₂ / kWh	基準年度：2013（平成25）年度 九州電力㈱ 基礎排出係数
	0.434 kg-CO ₂ / kWh	2022（令和4）年度：九州電力送配電（株） 基礎排出係数

上記の対象以外で用いる排出係数については、マニュアル（令和5年3月版）に掲載のものを用います。

排出量算定のための地球温暖化係数

温室効果ガス	地球温暖化係数	備考
二酸化炭素 (CO ₂)	1	令和6年2月現在、 温対法施行令第4条 に定める数値、以下 同じ
メタン (CH ₄)	25	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298	
トリフルオロメタン (HFC-23)	14,800	HFC 類
ジフルオロメタン (HFC-32)	675	
フルオロメタン (HFC-41)	92	
1,1,1,2,2 - ペンタフルオロエタン (HFC-125)	3,500	
1,1,2,2 - テトラフルオロエタン (HFC-134)	1,100	
1,1,1,2 - テトラフルオロエタン (HFC-134a)	1,430	
1,1,2 - トリフルオロエタン (HFC-143)	353	
1,1,1 - トリフルオロエタン (HFC-143a)	4,470	
1,2 - ジフルオロエタン (HFC-152)	53	
1,1 - ジフルオロエタン (HFC-152a)	124	
フルオロエタン (HFC-161)	12	
1,1,1,2,3,3,3 - ヘプタフルオロプロパン (HFC-227ea)	3,220	
1,1,1,2,2,3 - ヘキサフルオロプロパン (HFC-236cb)	1,340	
1,1,1,2,3,3 - ヘキサフルオロプロパン (HFC-236ea)	1,370	
1,1,1,3,3,3 - ヘキサフルオロプロパン (HFC-236fa)	9,810	
1,1,2,2,3 - ペンタフルオロプロパン (HFC-245ca)	693	
1,1,1,3,3 - ペンタフルオロプロパン (HFC-245fa)	1,030	
1,1,1,3,3 - ペンタフルオロブタン (HFC-365mfc)	794	
1,1,1,2,3,4,4,5,5,5 - デカフルオロペンタン (HFC-43-10mee)	1,640	
パーフルオロメタン (PFC-14)	7,390	PFC 類
パーフルオロエタン (PFC-116)	12,200	
パーフルオロプロパン (PFC-218)	8,830	
パーフルオロブタン (PFC-31-10)	8,860	
パーフルオロシクロブタン (PFC-c318)	10,300	
パーフルオロペンタン (PFC-41-12)	9,160	
パーフルオロヘキサン (PFC-51-14)	9,300	
パーフルオロデカリン (PFC-9-1-18)	7,500	
パーフルオロシクロプロパン	17,340	
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	22,800	